

附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準（関係部分抜粋）

第2 定義

1 この基準において、「附属機関」、「懇談会」及び「連絡調整会議」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関

第5 附属機関の運営

附属機関の運営に当たっては、法令等の定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

- (1) 必要に応じて、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 附属機関の円滑な運営に資するよう、委員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
 - ① 会議を公開している場合
傍聴者及び報道関係者には、委員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
 - ② 会議を一部公開している場合
傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の規定により非公開とされる情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
- (4) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない認められる場合を除く。
- (5) 附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取扱いを決定する。
- (6) 附属機関は、会議を公開するにあたり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (7) 会議記録は、北海道文書管理規程施行通達に基づき、作成する。
- (8) 附属機関の設置・改廃、委員の氏名、会議の開催予定、会議資料及び会議記録については、次の表に基づき、速やかに道のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センター又は各総合振興局若しくは各振興局の行政情報コーナーで、一般の閲覧に供する。

区分		公表資料	公表時期		様式
附属機関の設置		附属機関の概要 委員名簿	設置後 選任(変更)後	2週間以内	基準第7第2項 別記様式
会議の開催	事前周知	会議開催予定(注1)	開催日の概ね1週間前まで		任意
	会議内容	公開	開催後	10日以内	
		一部公開		1月以内(注3)	
				非公開	

- (注1) ・日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等を記したもの。
 ・報道機関への対応については、道政広報・広聴事務処理要綱別記4別紙様式1による。
 (注2) ・会議資料には、出席者名簿を含む。
 (注3) ・期限までに公表できない特別な事情がある場合は、その理由と公表できる時期を公表すること。